



2009年5月8日提出

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
 東京都港区芝浦 1 - 1 - 1  
 代表者名 代表執行役社長 西田 厚聰  
 (コード番号: 6502 東、大、名)  
 問合せ先 広報室長 長谷川 直人  
 Tel 03-3457-2100

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2009年6月24日開催予定の第170期定時株主総会において下記のとおり「定款変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 2009年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が施行され、株券の電子化が実施されたことに伴い、同法附則第6条第1項の規定により、当会社株式に係る株券を発行する旨の定款の定めは廃止されたものとみなされていますが、これを定款書面上も明確化するため、当会社株式に係る株券を発行する旨の定めを削るとともに、効力のなくなりました单元未満株式に係る株券を発行しない旨の定めを削ろうとするものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」の規定の有効期間が満了したことに伴い、法令上効力のない定めとなりました実質株主及び実質株主名簿に係る定めを削除しようとするものであります。
- (3) 株券の電子化が実施されたことに伴い、新規に株券喪失登録を行うことはできなくなりましたが、株券喪失登録簿は2010年1月5日まで備置する必要があるため、同年1月6日まで株券喪失登録簿に係る定めを附則に置こうとするものであります。

2. 提案の内容

提案の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第6条 (略)	(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>単元株式数、株券の発行及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 単元株式数は、1,000株とする。 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。ただし、株式等取扱規則に定めるところを除き、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに次条に定める請求をする権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所の選定は、これを公告する。 <u>株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿等に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり) (削 る)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに次条に定める請求をする権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿等に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(株券喪失登録簿)</p> <p><u>第36条 株券喪失登録簿の備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;"><u>(有効期間)</u></p> <p><u>第37条 前条及び本条は2010年1月5日まで有効とし、同年1月6日をもって前条及び本条を削る。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上